

別記様式第1号(第四関係)

い ず ぬ ま こ う く ち く
伊豆沼2工区地区活性化計画

み や ぎ け ん と め し く り は ら し
宮城県 登米市・栗原市

平成25年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	伊豆沼2工区地区活性化計画	市町村名	登米市・栗原市	地区名(※1)	伊豆沼2工区	計画期間(※2)	平成25年度～平成28年度
都道府県名	宮城県						

目標:(※3)

伊豆沼2工区地区の農業経営は水稲が中心であり、生産性向上と農業経営の安定拡大により地域の活性化を図るため、ほ場条件の整備や農用地の集団化、担い手への農地の利用集積を促進するなど、後継者が積極的に農業に取り組める条件を整備し、担い手が意欲をもって定住できる環境を整え、活性化区域内の世帯数(平成24年度末区域内世帯数438戸)の維持及び人口減少率(平成24年度末区域内人口1629人)を4.1%以内に抑制することを目標とする。

※人口減少率=(平成20年度末区域内人口1,695人/平成24年度末区域内人口1,629人)－1=0.0405≒4.1%

目標設定の考え方

地区の概要:

登米市・栗原市は、宮城県の北部に位置し、平成17年4月1日、旧登米郡と津山町の9町、旧栗原郡の9町1村が、それぞれ合併して誕生した市である。

栗原市の北部には標高約1627.4メートルの栗駒山がそびえ、栗駒山を源とする一級河川迫川が、栗原市、登米市を東西に流下し、自然豊かな田園都市を形成している。

伊豆沼2工区地区は、登米・栗原市にまたがる区域で、ラムサール条約指定登録湿地であり多くの鳥類の飛来地として有名な、伊豆沼の北岸に位置している。

農地は、昭和20～30年代に伊豆沼干拓により造成された水田地帯で、水稲を中心に大豆等の転作作物を導入し、水田の高度利用を図ることとしているが、10a区画が多く、農道及び用排水路の利便性が低いため、農地流動化の阻害要因の一つとなっている。

現状と課題

伊豆沼2工区地区の農業経営は水稲が中心であるが、農地の多くが10aの小区画水田であり、耕作地も分散している。道路も狭く大型機械の搬入が困難な状況となっている。また、水路が土水路であることから、通水不良や排水不良をきたし、維持管理に多大な労力を費やすなど、生産性の低い基盤状況となっている。このため、農業従事者の高齢化が進む中で、農業後継者不足や耕作放棄地の増加が懸念される。

今後の展開方向等(※4)

平成28年度から実施を計画している農地整備事業により、ほ場、農道、用排水路の整備や農地の集団化を行い、作業効率を向上させ、農業後継者積極的に農業に取り組めるようにするとともに、担い手への農地の利用集積を促進し、農業経営基盤の安定強化を図っていく。

また、このような取組みを通じ、地域住民の安住化や地域の活性化を図っていく。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
登米市・栗原市	伊豆沼2工区地区	基盤整備(農用地等集団化)	登米市	有	イ	H25年度
登米市・栗原市	伊豆沼2工区地区	基盤整備(地形図作成)	登米市	有	イ	H26年度
登米市・栗原市	伊豆沼2工区地区	農地整備事業	宮城県	無	イ	H28年度～H33年度(予定)

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

伊豆沼2工区地区(宮城県登米市)	区域面積(※2)	1081.8ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域1081.8haのうち、計画区域は105.5haで、約9.8%を占めている。また当該区域内の世帯数438戸のうち、農家戸数が232戸である。		
②法第3条第2号関係: 上記農地105.5haは農振農用地であり、基盤整備により作業効率及び生産性の向上を図ることで、農業経営の安定化や担い手農家の育成等を図り、担い手農家等の地域住民の安住化を促進する。		
③法第3条第3号関係: 当該区域は登米市の西部に位置し、水稻を中心とした農業が展開されている地域であり、市街地区域を形成している区域(都市計画法に基づく用途地域を含む)は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※2)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標の達成状況は集団化事業及び地形図作成完了後、平成28年度に農地整備事業が着手されているかで判断され、達成状況に対する評価は、定住等の促進に資する基盤整備事業に着手したことになる。

活性化区域内の世帯数(平成24年度末区域内世帯 438戸)の維持及び人口減少率(平成24年度末区域内人口1,629人)を4.1%以内に抑制を目標としており、達成度合い等については、住民基本台帳を基に検証を行う。